

次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会運営要領

平成28年11月29日
次世代火山研究・人材育成
総合プロジェクト
総合協議会座長決定
平成29年10月18日改正

（趣旨）

第1条 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会（以下「総合協議会」という。）の議事の手続その他総合協議会の運営に関し必要な事項は、この要領の定めるところによる。

（部会等）

- 第2条 総合協議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、作業部会を置くことができる。
- 2 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会設置要領（以下「要領」という。）に基づき設置する火山噴火緊急観測部会及び前項により設置する作業部会（以下「部会等」という。）に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、それぞれ総合協議会の座長が指名する。
- 3 部会等に部会等の主査を置き、当該部会等に属する委員等のうちから総合協議会の座長の指名する者が、これに当たる。
- 4 部会等の主査は、当該部会等の事務を掌理する。
- 5 部会等の会議は、部会等の主査が招集する。
- 6 部会等の主査は、部会等の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 部会等の主査に事故があるときは、当該部会等に属する委員等のうちから部会等の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 部会等の主査は、部会等における調査の経過及び結果を総合協議会に報告するものとする。
- 9 部会等の庶務は、要領第七条を準用するものとする。

（会議の公開）

- 第3条 総合協議会及び部会等（以下「総合協議会等」という。）の会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
- 一 総合協議会の座長又は部会等の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
 - 二 前号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件又は審議の円滑な実施

に影響が生じるものとして、総合協議会等において非公開とすることが適当であると認める案件

第4条 総合協議会の座長又は部会等の主査は、総合協議会等の会議の議事録を作成し、総合協議会等それぞれ所属の委員等に諮った上で、これを公表するものとする。

2 総合協議会等が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、総合協議会の座長又は部会等の主査が総合協議会等それぞれ所属の委員等に諮った上で、当該部分の議事録を非公表とすることができる。